

[訂正版]新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法の今後の取扱い  
及び『剣道試合・審判・運営要領の手引き』の改訂 について

全日本剣道連盟 試合・審判委員会  
委員長 香田 郡 秀

全日本剣道連盟では、2021年3月開催の男女合同全日本選手権以降3年4カ月余り「新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合・審判法（以下、『暫定的試合審判法』とする）」による大会を運用してまいりましたが、感染対策や試合内容について概ね良好に実施することができました。

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、全日本剣道連盟では今後の「暫定的試合審判法」の取扱いについて検討を重ね、「剣道試合・審判規則、同細則」に手を加えず、これまでの「暫定的試合審判法」による試合運営の恒久化を図るため、「剣道試合・審判・運営要領の手引き（以下手引き）」を改訂し、下記の新旧対照表の通り 2024年9月1日 から実施することといたしました。

つきましては、関係各所に広くご周知くださいますようお願いいたします。

「剣道試合・審判・運営要領の手引き」＜新旧対照表＞

番号	旧頁	旧（既存の記述）	新頁	新（改訂後の記述）
1	9～10	<p>つば（鐺）競り合いは、鐺と鐺とが競り合って互いが最も接近して緊迫した <b>間合</b> である。鐺競り合いは攻防や打突行動の中から発生した相対関係である。</p> <p>鐺競り合いになった場合は、試合者は積極的に技を出すか、積極的に解消するように努めなければならないのである。しかし、鐺競り合いが <b>長く続くようであれば</b>、基本的には次の観点から <b>判断</b> する。</p> <p>①正しい鐺ぜり合いをしているか。 ②打突の意志が有るか。 ③分かれる意志が有るか。</p> <p><b>目的と現象を見極めて段階的な基準によって判断する。その判断・処置は概ね次のように集約される。…</b></p>	9～10	<p>つば（鐺）競り合い（以下「<b>鐺競り合い</b>」とする）は、鐺と鐺とが競り合って互いが最も接近して緊迫した <b>状態</b> である。鐺競り合いは攻防や打突行動の中から発生した相対関係である。</p> <p>鐺競り合いになった場合は、試合者は積極的に技を出すか、積極的に解消するように努めなければならないのである。しかし、鐺競り合いが <b>長く（一呼吸：3秒程度以上）続くようであれば</b>、基本的には次の観点から <b>総合的に是非を判断</b> する。</p> <p>①正しい鐺競り合いをしているか。 ②打突の意志が有るか。 ③分かれる意志が有るか。</p> <p><b>以上の判断・処置は概ね次のように集約される。…</b></p>
2		新たに加筆	23	<p>〈事例7〉 ◇二刀、隻腕、片手上段において、大刀の鐺元（近く）を握ることで小手部を隠すことは反則となるか。 〈解説〉 ①柄の握り位置は柄頭を原則とするが、柄の握り位置だけをもって判断することは難しいため、防御一辺倒など著しく見苦しい場合は、合議のうえ規則第1条に照らして反則とする。 ②鐺競り合い等の接近した場面で鐺元を握ることは、刀法や間合を考慮し、特に問題としない。</p>
3	23	〈事例7〉	24	〈事例8〉



4		新たに加筆	31	<p>〈事例5〉</p> <p>◇鏢競り合い解消に至る時間はおよそ「一呼吸（3秒程度）」としているが、鏢競り合いの開始はどの時点からか、また解消の見極めは。</p> <p>&lt;解説&gt;</p> <p>①鏢競り合いは鏢と鏢が競り合っている状態であるが、近間での攻防が尽き、鏢競り合いにならずとも相互に接近した状態から鏢競り合いの開始時点とする。</p> <p>②鏢競り合いの解消は、「一 試合 2 諸禁止行為」の〈事例8〉の端緒を指すが、相互の剣先が完全に離れる（直ちに打突できない間合で相互に中段の構えをとる）まで積極的（一気）に解消しているか注視する。</p>
5	30	〈事例5〉	32	〈事例6〉
6	30~31	〈事例6〉	32~33	〈事例7〉
7		新たに加筆	33~34	<p>〈事例8〉</p> <p>◇鏢競り合いの解消途上の見極めにおける留意点は。</p> <p>&lt;解説&gt;</p> <p>①正しい鏢競り合いから鏢と鏢で競り合う力を利用して積極的（一気）に解消しているか、年齢や錬度を考慮し、審判員は総合的に判断する。</p> <p>②解消途上に不当な行為がないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下がると見せかけて打突する行為。</li> <li>・竹刀を意図的に肩に掛ける行為。</li> <li>・竹刀を払う、巻く、抑え込む、ひっかける行為。</li> <li>・竹刀を開く、下げる行為。</li> <li>・故意に体を反らしたり、曲げたりする行為。</li> <li>・その他、不当と思われる行為。</li> </ul> <p>明らかに解消途上に不当な行為がある場合は、合議の上「反則」を適用する。微妙な場合は2回、3回と続けば合議の上、判断する。</p>
8	31	〈事例7〉	34	〈事例9〉
9	31~32	〈事例8〉	34~35	〈事例10〉
10	32	〈事例9〉	35	〈事例11〉
11	32~33	〈事例10〉	35~36	〈事例12〉
12	33	〈事例11〉	36	〈事例13〉
13	34	〈事例12〉	37	〈事例14〉

※シールド・マスクに関しては、当分の間、どちらかは着用することとします。

※鏢競り合い時の発声に関しては、今後「指導」及び「反則」とはしないが、鏢競り合いは互いが最も接近して緊迫した状態であることから、極力発声しないよう日頃の稽古や試合において指導願います。

※審判員の移動・交替要領、団体試合の整列方法に関しては、「暫定的試合審判法」実施以前に戻します（運営要領 p14-15 図の通りとし、審判員間の距離を狭める）。

<その他>

※「暫定的試合審判法」以外の事項として「手引き」へ「二刀等」に関わる加筆をしています（新旧対照表・番号2）。

以上